

令和元年8月1日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

記

1 非違行為の概要

当該職員は、平成30年度において、町の外郭団体の事務局を担当した際、事務処理を怠り、世界農業遺産スタンプラリーの賞品の発送を滞らせるなどの不適切な事務処理を行い、外郭団体の事務に支障をきたしたもの。

なお、その際、当選人への発送依頼の文書を書き換えるなどの不適切な行為を行ったことから、地方公務員法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）の規定に基づき減給処分したものである。

また、管理監督が不十分であったとして、当時の課長及び班長に対し厳重注意処分したものを。

2 処分発令日 令和元年7月31日

3 当事者

- ① 被処分者 まちづくり推進課 主査 44歳
- ② 処分の種類 懲戒処分 減給1/10（3か月）

4 管理監督者

前まちづくり推進課 課長 56歳 厳重注意
まちづくり推進課 副参事兼課長補佐兼班長 57歳 厳重注意

【町長コメント】

本町職員がこのような事態を惹き起こし、町民の皆様及び関係団体の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、適正な事務執行に一層努めるとともに、部下職員に対する指導強化について、管理監督する立場にある管理職員に対し、より強く注意喚起を行ってまいります。